

熊 本 県 農 業 再 生 協 議 会

令和 7 年度第 2 回通常総会次第

日時：令和 7 年 1 2 月 1 8 日 1 0 時～

場所：J A 熊本中央会 1 0 階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人選任

5 議事

(1) 議案

第 1 号議案

令和 6 年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針の一部改正について

第 2 号議案

令和 8 年産米の作付け目安について

第 3 号議案

協議会規約の一部改正について

(2) 報告事項

報告事項 1

令和 7 年度上半期内部監査報告について

報告事項 2

協議会規程の一部改正について

報告事項 3

令和 7 度事業計画及び収支予算の変更について

6 閉会

熊本県農業再生協議会 令和7年度第2回通常総会 出席者名簿

令和7年12月18日

団 体 名	役 職 名	氏 名	備 考
熊本県農業協同組合中央会	代表理事会長	宮本 隆幸	会長
熊本県経済農業協同組合連合会	代表理事会長	丁 道夫	副会長
熊本県農林水産部生産経営局	局 長	徳永 浩美	副会長
熊本県主食集荷協同組合	理事長	赤星 和彦	
熊本県農業共済組合	組合長理事	守田 憲史	
熊本県農業会議	会 長	福原 幸一	
熊本県市長会	事務局次長	宮地 正和	代理

【事務局関係者等】

所 属	役 職 名	氏 名	備 考
一般社団法人熊本県農業会議	専務理事兼事務局長	楮本 亮治	
熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課	審議員	平田 修	
	課長補佐(水田総合推進)	春口 真一	
	課長補佐(農産振興)	江島 薫子	
	参 事	樫木 裕子	
	参 事	石田 翔吾	
	技 師	上野 樹生	
J A熊本経済連農産部	農産販売課長	松井 稔也	
	農産指導課長	赤池 慎一	
J A熊本中央会 営農生活センター	所 長	藤川 修朗	事務局長
	副所長	小島 裕二	
	次 長	大田黒智教	
		秋山 朋香	
	統 括	下舞 睦哉	

出席者総数21名

令和6年産米以降における 熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について (案) ※見え消し

令和2年11月24日に熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）で決議した、「令和3年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」に基づき、県産米の需要に応じた生産と水田のフル活用を進め、主食用米は県全体の需要見込量の範囲内での生産が行われ、各地域で自らが描く水田収益力強化ビジョンの実現が図られた。

令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた米の生産・販売の取組については、令和5年産米までの取組の方向性を維持し、基本方針は下記のとおりとする。

1 基本方針

- (1) 県段階から地域（地域協議会等※）段階に対し主食用米の作付目安を提示する。
- (2) 県段階で提示する作付目安は、熊本県の需要見込量の範囲内において、地域が設定した主食用米の作付計画値を基本とする。
- (3) 地域段階では、実情に応じて方針作成や農業者へ作付目安を提示する。

※地域協議会等とは、43地域農業再生協議会及び五木村を指す（令和6年11月時点）。

2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安

(1) 熊本県の需要見込量

熊本県の需要見込量は、県全体の作付目安がこの範囲内に収まることを確認するために算定する。

算定方法は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等生産量需要量（玄米ベース）の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じて調整を行うことができるものとする。

熊本県の需要見込量(㌧)

＝前年産米の熊本県の需要見込量(㌧)

× 国全体の主食用米等生産量需要量の対前年比（目安適用年の生産量需要量 ÷ 前年産生産量需要量）

＋県産米の需給状況に応じた調整

※ 県の基準単収で割り戻して面積換算値(ha)を算出

(2) 県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が設定した主食用米の作付目標面積の積上げにより算定する。

県全体の作付目安(ha)

＝地域協議会等が設定した主食用米の作付目標面積の積上げ

※地域協議会等の作付目標面積は、県作付目安算定前に地域協議会等から県協議会に報告。

(3) 地域協議会等への作付目安の提示

県協議会は、(1) 熊本県の需要見込量の面積換算値と(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを比較し、(1) の範囲内に(2) が収まることを確認のうえ、(2) 「地域協議会等の作付目標面積の積上げ」を熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

3 作付目安・作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等の作付目標面積の活用について

地域協議会等は、地域の作付目標面積、実際の作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証するなど、水田収益力強化ビジョンの見直し等に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実情に応じて地域協議会等が決定することとする。

なお、地域の作付目標面積を根拠に、地域協議会等の作付目安や農業者別の作付目安を設定することも可能とする。

また、必要に応じて、作付目標面積と前年の作付実績を農業者等に提示するなど、需給情報が伝わるよう留意するものとする。

令和 6 年産米以降における 熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について（案）※溶け込み

令和 2 年 11 月 24 日に熊本県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）で決議した、「令和 3 年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針」に基づき、県産米の需要に応じた生産と水田のフル活用を進め、主食用米は県全体の需要見込量の範囲内での生産が行われ、各地域で自らが描く水田収益力強化ビジョンの実現が図られた。

令和 6 年産米以降における熊本県の需要に応じた米の生産・販売の取組については、令和 5 年産米までの取組の方向性を維持し、基本方針は下記のとおりとする。

1 基本方針

- （1）県段階から地域（地域協議会等※）段階に対し主食用米の作付目安を提示する。
- （2）県段階で提示する作付目安は、熊本県の需要見込量の範囲内において、地域が設定した主食用米の作付計画値を基本とする。
- （3）地域段階では、実情に応じて方針作成や農業者へ作付目安を提示する。

※地域協議会等とは、43 地域農業再生協議会及び五木村を指す（令和 6 年 11 月時点）。

2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安

（1）熊本県の需要見込量

熊本県の需要見込量は、県全体の作付目安がこの範囲内に収まることを確認するために算定する。

算定方法は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等需要量（玄米ベース）の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じて調整を行うことができるものとする。

熊本県の需要見込量(ト)

＝前年産米の熊本県の需要見込量(ト)

× 国全体の主食用米等需要量の対前年比（目安適用年の需要量÷前年産需要量）

＋県産米の需給状況に応じた調整

※ 県の基準単収で割り戻して面積換算値(ha)を算出

（2）県全体の作付目安

県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が設定した主食用米の作付目標面積の積上げにより算定する。

県全体の作付目安(ha)

＝地域協議会等が設定した主食用米の作付目標面積の積上げ

※地域協議会等の作付目標面積は、県作付目安算定前に地域協議会等から県協議会に報告。

（3）地域協議会等への作付目安の提示

県協議会は、（1）熊本県の需要見込量の面積換算値と（2）地域協議会等の作付目標

面積の積上げを比較し、(1)の範囲内に(2)が収まることを確認のうえ、(2)「地域協議会等の作付目標面積の積上げ」を熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

3 作付目安・作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等の作付目標面積の活用について

地域協議会等は、地域の作付目標面積、実際の作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証するなど、水田収益力強化ビジョンの見直し等に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実情に応じて地域協議会等が決定することとする。

なお、地域の作付目標面積を根拠に、地域協議会等の作付目安や農業者別の作付目安を設定することも可能とする。

また、必要に応じて、作付目標面積と前年の作付実績を農業者等に提示するなど、需給情報が伝わるよう留意するものとする。

令和8年産米の作付目安について（案）

1 作付目安の設定方針

熊本県においては、米政策見直し後、主食用米を県全体の需要見込量の範囲内で生産し、各地域が自ら描く水田収益力強化ビジョンの実現を図りながら、水田の収益力強化を着実に進めてきた。

令和8年産米の作付目安については、「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」（以下「基本方針」という。）に基づき、以下の算定方法により県全体の作付目安を設定する。

2 熊本県の需要見込量と県全体の作付目安について

◇県全体の作付目安の算定方法（※基本方針に基づく）

- （1）熊本県の需要見込量は、前年産米の熊本県の需要見込量に、国が示す需給見通しの主食用米等需要量（玄米ベース）の対前年比を乗じて算定する。なお、県産米の需給状況に応じた調整を行うことができる。

熊本県の需要見込量(トン) ※1

＝前年産米の熊本県の需要見込量

× 国全体の主食用米等需要量の対前年比（目安適用年の需要量÷前年産需要量）※2

＋県産米の需給状況に応じた調整

※1 面積換算値(ha)は、原則、重量(トン)を「水稻の作柄表示地帯別10a当たり平年収量1.70mm基準ベース」（農水省が6月頃公表）で除して算定。

※2 対前年比は、原則、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（農水省が10月頃公表）から算定。

- （2）県全体の作付目安は、円滑な取組推進に資するよう、地域協議会等が設定する主食用米の作付目標面積の積上げとする。

県全体の作付目安(ha)

＝地域協議会等が設定する主食用米の作付目標面積の積上げ

- （3）（1）の範囲内に（2）が収まることを確認のうえ（2）を県全体の作付目安として設定する。

- （1）令和8年産米の熊本県需要見込量の算定

需要見込量＝168,640トン × (711万トン(R8) ÷ 711万トン(R7) ※1)

＝168,640トン（面積換算値：32,873ha ※2）

※1：需要量が幅をもって示されたため、幅の最大値を使用 ※2：令和7年産平年収量513kg/10aで換算

[対前年比：100%]

- （2）令和8年産米の県全体の作付目安の算定

地域協議会等の作付目標面積の積上げ

＝31,838ha（数量換算値：163,329トン※）

※令和7年産平年収量513kg/10aで換算

[対前年比：105%]

(3) 令和8年産米の県全体の作付目安の設定

(1) 県全体の需要見込量の面積換算値と(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを比較すると、(1) の範囲内に(2) が収まっている。

従って、(2) 地域協議会等の作付目標面積の積上げを熊本県の作付目安として地域協議会等へ提示する。

県全体の作付目安：31,838ha（数量換算値：163,329 トン）[対前年比：105%]
--

3 作付目安・作付目標面積の活用等について

(1) 地域協議会等における作付目安の活用について

地域協議会等では、作付目安の対前年比、地域の作付目標面積、作付実績等を比較分析し、地域自ら需要に応じた生産が行えているか検証し、必要に応じて県や県協議会と協議を行うなど、令和8年度水田収益力強化ビジョンの策定に活用するものとする。

(2) 農業者に対する作付目安の扱い

農業者に対しての作付目安等の情報の提示は、地域の実情に応じて地域協議会等が決定することとする。

令和8年産主食用米の地域協議会等別作付目標面積

番号	地域農業再生協議会等名	令和8年産米 作付目標面積(ha) (※1)	数量換算値(t)	令和7年産米 作付目標面積(※2) との比較(%)	令和7年産米 作付実績面積(※3) との比較(%)
			※R7年産平均単収513kgで換算		
001	熊本地域農業再生協議会	2,550	13,082	100	95
002	城南・富合地域農業再生協議会	886	4,545	100	89
003	植木町農業再生協議会	522	2,678	107	100
004	宇土市農業再生協議会	694	3,560	112	100
005	宇城市農業再生協議会	1,800	9,234	113	100
006	美里町農業再生協議会	355	1,821	103	101
007	荒尾市地域農業再生協議会	347	1,780	100	97
008	玉名市地域農業再生協議会	2,394	12,281	111	100
009	玉東町地域農業再生協議会	143	734	100	97
010	和水地域農業再生協議会	520	2,668	103	100
011	南関町農業再生協議会	385	1,975	102	101
012	長洲町農業再生協議会	270	1,385	100	98
013	山鹿市農業再生協議会	2,120	10,876	111	95
014	菊池市農業再生協議会	1,642	8,423	108	100
015	合志市農業再生協議会	265	1,359	106	102
016	大津町農業再生協議会	77	395	118	113
017	菊陽町農業再生協議会	130	667	130	103
018	阿蘇市地域農業再生協議会	2,000	10,260	105	98
019	小国郷地域農業再生協議会	450	2,309	101	101
021	座山地域農業再生協議会	150	770	101	99
022	高森町地域農業再生協議会	155	795	100	101
023	南阿蘇村地域農業再生協議会	881	4,520	100	96
024	西原村地域農業再生協議会	100	513	100	126
025	御船町地域農業再生協議会	527	2,704	100	101
026	嘉島町地域農業再生協議会	273	1,400	136	119
027	益城町農業再生協議会	800	4,104	100	105
028	甲佐町地域農業再生協議会	410	2,103	99	100
029	山都地域農業再生協議会	1,131	5,802	101	100
030	八代市農業再生協議会	4,100	21,033	117	101
031	氷川町農業再生協議会	360	1,847	100	83
032	水俣芦北地域農業再生協議会	575	2,950	84	100
033	人吉市農業再生協議会	375	1,924	105	101
034	錦町農業再生協議会	428	2,196	97	98
035	あさぎり町地域農業再生協議会	950	4,874	117	100
037	相良村農業再生協議会	200	1,026	100	112
038	山江村農業再生協議会	120	616	100	103
039	球磨村農業再生協議会	40	205	40	103
040	五木村	8	41	100	100
041	天草市農業再生協議会	1,350	6,926	100	132
042	上天草市地域農業再生協議会	159	816	100	100
043	苓北町農業再生協議会	127	652	77	100
044	多良木町農業再生協議会	662	3,396	110	100
045	湯前町農業再生協議会	270	1,385	102	98
046	水上村農業再生協議会	137	703	100	107
	県 計	31,838	163,329	106	100

※1:令和7年10月に各地域協議会で設定され県に報告のあった値。

※2:令和6年10月に各地域協議会で設定され県に報告のあった値。

※3:R7年度の「水田における作付状況」(9月15日時点)の値。

【国の令和8年産主食用米の全国の需給見通し】

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（農水省、10月）

表5 令和7/8年及び令和8/9年の主食用米等の需給見通し

		玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和7年6月末民間在庫量	A	155	138
令和7年産主食用米等生産量	B=C+D	748	662~670
うち生産者ふりい目録以上	C	715	
うち生産者ふりい目録未満のうち、主食用米への供給見込量	D	32	
令和7/8年政府備蓄米供給量	E	23	21
令和7/8年主食用米等供給量計 F=A+B+E		926	822~829
令和7/8年主食用米等需要量	G	697~711	624~631
令和8年6月末民間在庫量	H	215~229	191~205

		玄米ベース (万トン(玄米))	精米ベース (万トン(精米))
令和8年6月末民間在庫量	H	215~229	191~205
令和8年産主食用米等生産量	I	711	630~637
令和8/9年主食用米等供給量計 J=H+I		926~939	821~841
令和8/9年主食用米等需要量	K	694~711	622~630
令和9年6月末民間在庫量	L=J-K	215~245	191~220

注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

①令和7年産の生産量は748万トン

②令和7年産の需要量は697~711万トン

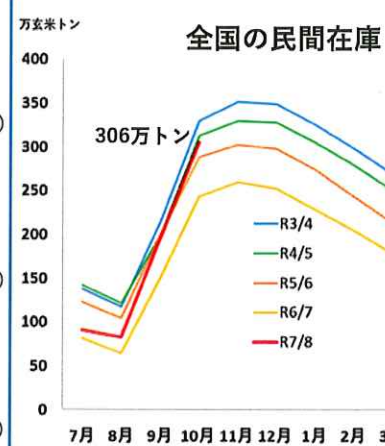
③令和8年産の需要量は694~711万トン。

④令和8年産の生産量は需要量の最大量である711万トンに設定。

※以上は全て玄米ベース

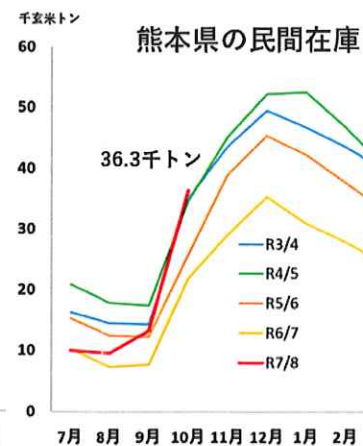
民間在庫

全国の民間在庫



令和7年6月末民間在庫量は昨年度と同等の低水準であったがその後回復基調で推移。

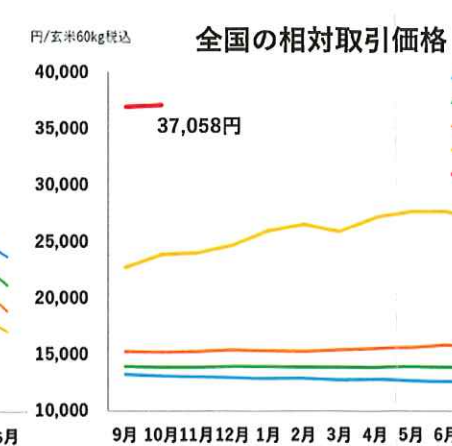
熊本県の民間在庫



【主食用米の状況】

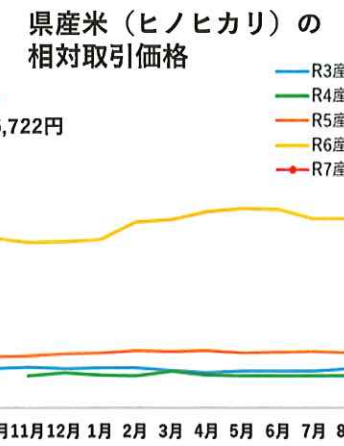
相対価格

全国の相対取引価格



令和7年産の相対取引価格（9~10月）は昨年よりかなり高値で推移

県産米（ヒノヒカリ）の相対取引価格



令和7年産米の作付目安

【① 県全体の需要見込量】

県全体の需要見込量

県全体の令和7年産の需要見込量

= 令和6年産の県全体の需要見込量 × 全国生産量の対前年比（R7/R6）

令和7年産需要見込量

= 168,640 トン × (683万トン (R7) ÷ 683万トン (R6))

= **168,640 トン** (面積換算値 **32,873 ha**)

【② 地域協議会の作付目標面積の積上げ】

令和7年産作付目標面積の積上げ = **30,100 ha** (数量換算値 **154,413 トン**)

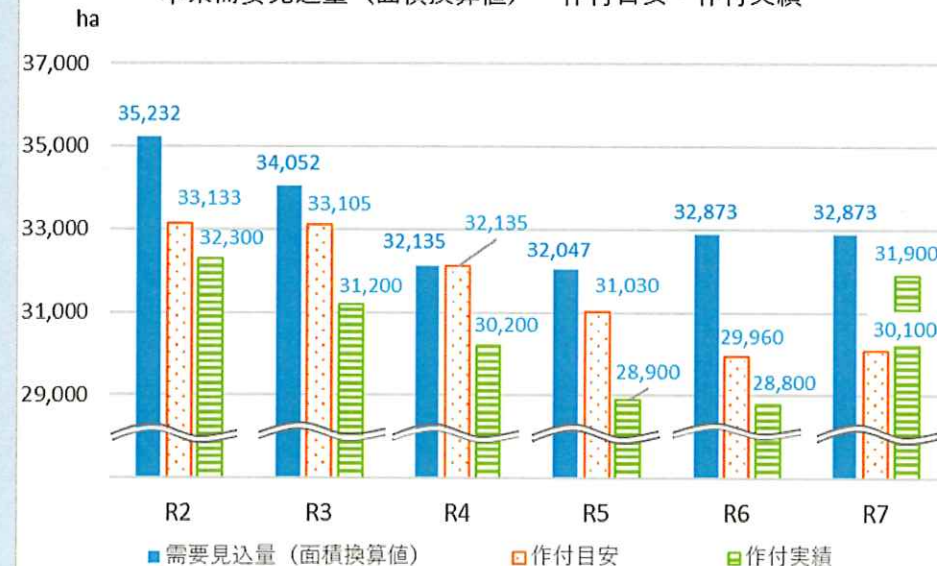
【③ 県全体の作付目安】

① 県全体の需要見込量の面積換算値に② 地域協議会の作付目標面積の積上げ値が収まっていることを確認の上、②を県全体の目安に設定。

R7年産県全体の作付目安

② 作付目標面積の積上げ30,100ha < ① 需要見込量面積換算32,873ha
30,100 haを作付目安に設定

本県需要見込量（面積換算値）・作付目安・作付実績



<令和8年産米の作付目安の設定方針>

令和8年産は、下記1、2を踏まえて作付目安を設定。

1. 国の基本指針に示される需給見通しの算定方法が見直されたことをふまえて設定。
2. 地域協議会の令和8年産作付目標面積の積上げ値と県全体の令和8年産需要見込量を考慮し算定。

令和8年産米の作付目安

【① 県全体の需要見込量】

県全体の令和8年産の需要見込量

= 令和7年産の県全体の需要見込量 × 全国の主食用米等需要量の対前年比（R8/R7）

令和8年産需要見込量

= 168,640 トン × (711万トン (R8) ÷ 711万トン (R7)) = **168,640 トン** (面積換算値: **32,873 ha**)

【② 地域協議会の作付目標面積の積上げ】

令和8年産作付目標面積の積上げ = **31,838 ha** (数量換算値: **163,329 トン**) ※対前年比: 105%

【③ 県全体の作付目安】

②地域協議会の作付目標面積の積上げ 31,838ha < ① 県全体の需要見込量 **32,873 ha**

②地域協議会の作付目標面積の積上げが、①県全体の需要見込量内に収まったため、地域協議会の作付目標面積の積上げを県全体の目安とする。

令和8年産県全体の作付目安

地域協議会の作付目標面積の積上げ **31,838 haを作付目安に設定**

熊本県農業再生協議会規約等の一部改正（案）について

1 改正の理由

熊本県農業協同組合中央会の組織改正に伴う一部改正

2 改正点

名称	改正内容等
熊本県農業再生協議会規約	（幹事会の構成等） 第18条第2項第1号の「熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長」を「熊本県農業協同組合中央会 営農生活センター所長」に改める。

3 新旧対照表

別添のとおり

「熊本県農業再生協議会規約」新旧対照表 (案)

改 正 後	現 行
(略) (幹事会の構成等) 第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。 2 幹事会は、第20条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。 (1) 熊本県農業協同組合中央会 営農生活センター所長 (2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長 (3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長 (4) 熊本県主食集荷協同組合 参事 (5) 熊本県農業共済組合 参事 (6) 熊本県農業会議 事務局長 (7) 熊本県市長会 事務局長 (8) 熊本県町村会 事務局長 3 幹事の中から幹事長を選挙する。 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。	(略) (幹事会の構成等) 第18条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。 2 幹事会は、第20条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。 (1) 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (2) 熊本県経済農業協同組合連合会 農産部長 (3) 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課長 (4) 熊本県主食集荷協同組合 参事 (5) 熊本県農業共済組合 参事 (6) 熊本県農業会議 事務局長 (7) 熊本県市長会 事務局長 (8) 熊本県町村会 事務局長 3 幹事の中から幹事長を選挙する。 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
(略) 附 則 1～24 (略) 25 この規約は、令和7年7月1日に一部改正する。	(略) 附 則 1～24 (略)

令和7年度上半期内部監査報告書

熊本県農業再生協議会

会長 宮本 隆幸 様

下記のとおり内部監査を実施しましたので、熊本県農業再生協議会内部監査実施規程第5条に基づき、その顛末を報告します。

令和7年10月15日

熊本県農業再生協議会
内部監査委員

(責任者) 調査役 紫垣 紘樹 (紫垣)

井川 佳奈 (井川)

記

1 監査人氏名

(責任者) J A 熊本中央会経営教育部 調査役 紫垣 紘樹
井川 佳奈

2 監査実施期間ならびに監査の範囲

年度	期間	監査基準日	監査の範囲
令和7年度	令和7年4月1日～ 令和7年9月30日	令和7年9月30日	熊本県農業再生協議会の業務及び資金管理

3 改善を要する事項等

熊本県農業再生協議会の業務及び会計について監査を実施したところ、適正に処理されていました。

以上

熊本県農業再生協議会規約等の一部改正について

1 県農業再生協議会事務局組織名変更に伴う改正 (改正点)

名称	改正内容等
1 事務処理 規程	○第3条（事務処理体制）【事務分担組織 責任者】のうち、「熊本県農業協同組合中央会・連合会農政・営農支援センター所長」を「熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長」に、「熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長」を「熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課長」とする。
2 会計処理 規程	○第8条（経理責任者）【経理責任者】について、「熊本県農業協同組合中央会・連合会農政・営農支援センター所長」を「熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長」とする。
3 文書取扱 規程	○第5条（文書管理責任者）の【文書管理責任者】のうち、「熊本県農業協同組合中央会・連合会農政・営農支援センター所長」を「熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長」に、「熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長」を「熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課長」とする。

一部改正日：令和7年7月1日

2 「米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業」の実施に伴う改正 (改正点)

名称	改正内容等
1 事務処理 規程	○第3条（事務処理体制）の【事務の区分】に「斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務」を追加し、【事務分担組織 責任者】を「熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長」とする。
2 会計処理 規程	○第8条（経理責任者）【事務の区分】に「斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務」を追加する。
3 文書取扱 規程	○第5条（文書管理責任者）の【事務の区分】に「斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務」を追加し、【文書管理責任者】を「熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長」とする。

一部改正日：令和7年8月22日

3 新旧対照表 別添のとおり

「熊本県農業再生協議会事務処理規程」新旧対照表

改 正 後	現 行
(事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務分担組織 責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 熊本県農業協同組合中央会営農生活センター所長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地生産基盤パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 畑作物産地形成促進事業及びびこメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (12) 斑点カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長	(略) (事務処理体制) 第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。 【事務分担組織 責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (5) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地生産基盤パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 畑作物産地形成促進事業及びびこメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長

2 (略)

附 則

1～20 (略)

21 この規程は、令和7年7月1日に一部改正する。
22 この規程は、令和7年8月22日に一部改正する。

「熊本県農業再生協議会会計処理規程」新旧対照表

改 正 後	現 行
(略) (経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 【経理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上 (3) 耕畜連携対策に係る事務 同上 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上 (5) 農地の利用集積に係る事務 同上 (6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上 (8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上 (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上 2 (略) 附 則 1～22 (略)	(略) (経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。 【事務の区分】 【経理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 同上 (3) 耕畜連携対策に係る事務 同上 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 同上 (5) 農地の利用集積に係る事務 同上 (6) 収入減少影響緩和交付金の積立金管理に係る事務 同上 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業の実施に係る事務 同上 (8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 同上 (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 同上 2 (略) 附 則 1～22 (略)

23 この規程は、令和7年7月1日に一部改正する。
24 この規程は、令和7年8月22日に一部改正する。

「熊本県農業再生協議会文書取扱規程」新旧対照表

改 正 後	現 行
(文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地生産基盤パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 畑作物産地形成促進事業及びビヨメ新市場開拓等促進事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (12) 斑点米カラムシ類臨時特例対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 2 (略) 附 則 1～22 (略) 23 この規程は、令和7年7月1日に一部改正する。 24 この規程は、令和7年8月22日に一部改正する。	(略) (文書管理責任者) 第5条 次の各号に掲げる熊本県農業再生協議会事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。 【事務の区分】 【文書管理責任者】 (1) 経営所得安定対策等の推進に係る事務 熊本県農林水産部生産局経営局農産園芸課長 (2) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (3) 耕畜連携対策に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局畜産課長 (4) 集落営農の法人化支援の実施に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (5) 農地の利用集積に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課長 (6) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理に係る事務 熊本県農業協同組合中央会・連合会 農政・営農支援センター所長 (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (8) 産地パワーアップ事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (9) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課長 (10) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 (11) 国内肥料資源利用拡大対策事業に係る事務 熊本県農林水産部生産経営局農業技術課長 2 (略) 附 則 1～22 (略)

令和7年度事業計画変更

赤字が変更後

(略)

2 事業計画

(略)

((4) の次に以下を追加)

(5) 斑点米カメムシ類臨時特例対策事業

〈事業の内容〉

米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米を対象として、臨時的かつ特例的に斑点米カメムシ類に対する追加防除を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
斑点米カメムシ類臨時特例対策事業	20,000,000	20,000,000	0	定額 1,000 円/10a
合計	20,000,000	20,000,000	0	

(以下(6)～(9)は項目番号移動)

(略)

令和 7 年度収支予算変更

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,576,000	10,829,000	△ 253,000	
経営所得安定対策等推進事業補助金	6,350,000	6,583,000	△ 233,000	
水田産地化総合推進事業補助金	2,113,000	2,133,000	△ 20,000	
農業団体	2,113,000	2,113,000	0	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,687,172,693	2,685,761,411	1,411,282	
セーフティネット構築事業	2,684,172,693	2,682,761,411	1,411,282	前年度繰入 2,484,172,693円 資金造成額 200,000,000円
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業	516,620,430	540,518,299	△ 23,897,869	
収入減少影響緩和交付金に係る積立金	516,256,430	540,113,299	△ 23,856,869	前年度繰入 264,256,430円 積立金納付見込 252,000,000円
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	364,000	405,000	△ 41,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	366,691,138	73,065,000	293,626,138	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	331,046,058	66,865,000	264,181,058	
国内肥料資源活用施設総合整備支援（前年度繰越事業費）	32,595,000	-	-	
国内肥料資源活用総合推進支援	2,950,080	6,050,000	△ 3,099,920	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	150,000	△ 50,000	
斑点米カメムシ類臨時特例対策事業	20,000,000	0	20,000,000	
合計	3,601,060,261	3,310,173,710	290,886,551	

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 及び科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A)－(B)	備考
経営所得安定対策等推進事業等	10,576,000	10,829,000	△ 253,000	
協議会の開催・運営費	4,954,000	6,583,000	△ 1,629,000	
推進研修会等開催費	3,143,000	2,133,000	1,010,000	
地域協議会指導費	2,479,000	2,113,000	366,000	
施設園芸等燃料価格高騰対策事業	2,687,172,693	2,685,761,411	1,411,282	
セーフティネット構築事業	2,684,172,693	2,682,761,411	1,411,282	
推進事業	3,000,000	3,000,000	0	
収入減少影響緩和交付金に係る 積立金管理事業	516,620,430	540,518,299	△ 23,897,869	
収入減少影響緩和交付金に係る 積立金	516,256,430	540,113,299	△ 23,856,869	
収入減少影響緩和対策積立金 管理業務委託費	364,000	405,000	△ 41,000	
国内肥料資源利用拡大対策事業	366,691,138	73,065,000	293,626,138	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	331,046,058	66,865,000	264,181,058	
(前年度繰越事業費)	32,595,000	－	－	
国内肥料資源活用総合推進支援	2,950,080	6,050,000	△ 3,099,920	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	150,000	△ 50,000	
斑点米カメムシ類臨時特例対策事業	20,000,000	0	20,000,000	
合計	3,601,060,261	3,310,173,710	290,886,551	

令和 7 年度事業計画（変更後）

1 基本方針

本県では、各地域で自ら描く水田収益力強化ビジョンの実現に向けて、主食用米の需要に応じた生産を基本とし、主食用米以外の作物の生産の取組みを強化しながら水田のフル活用を進めてきた。

令和 7 年産については、県協議会では、全国の米消費の動向や県内の持越し在庫の状況等を踏まえ、「令和 6 年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」に基づき、引き続き需給状況の改善に向けて取組みを進める。

また、食料安全保障の確保の観点から食料の安定的な供給が求められる中、麦、大豆、飼料用米等の生産拡大を進めるとともに、実需者ニーズに応じた低コスト・高収益な産地体制への転換、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、更には、燃料価格の高騰による経営への影響緩和、国内肥料資源利用拡大等に向けた取組みを展開することで、本県の農家経営の安定と農業の振興を図ることとする。

2 事業計画

(1) 経営所得安定対策等推進事業等

〈事業の内容〉

経営所得安定対策等の円滑な推進や生産性の高い水田農業の確立を図るため、各地域協議会（市町村、ＪＡ等）の職員を対象とした説明会の開催や適正な経理・事務処理の執行についての現地確認を行う。

また、水田フル活用の推進による不作付地の解消やセーフティネットである収入減少影響緩和対策や収入保険の加入を推進する。

（単位：円）

区 分	事業費	負担区分		
		国	県	農業団体
協議会の開催・運営費	4,954,000	1,620,000	1,799,000	1,535,000
推進研修会等開催費	3,143,000	2,684,000	117,000	342,000
地域協議会指導費	2,479,000	2,046,000	197,000	236,000
合 計	10,576,000	6,350,000	2,113,000	2,113,000

(2) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

〈事業の内容〉

燃料価格の高騰による施設園芸農家の経営の悪化を緩和し、燃料価格の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、セーフティネット資金を造成し、燃料価格高騰時における補填金を交付する。

○ セーフティネット構築事業

資金造成額

- ・ 前年度繰入額 2,484,172,693 円
- ・ 資金造成見込額 200,000,000 円 (国 100,000,000 円 + 農業者 100,000,000 円)
- ・ 合計 2,684,172,693 円

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	農業者	
セーフティネット構築事業	2,684,172,693	1,342,086,346	1,342,086,347	
推進事業	3,000,000	3,000,000	-	事務費、賃金
合計	2,687,172,693	1,345,086,346	1,342,086,347	

(3) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理事業

〈事業の内容〉

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として、実施要綱に基づいた適切な管理を行う。

○ 積立金の管理

- ・ 前年度繰入額 264,256,430 円
- ・ 年間積立金納付見込額 252,000,000 円 (過去3カ年における最大値)

○ 令和7年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業

委託費 364,000 円

(4) 国内肥料資源利用拡大対策事業

〈事業の内容〉

海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組み等を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
国内肥料資源活用施設総合整備支援	331,046,058	331,046,058	0	1/2 補助 および定額
国内肥料資源活用施設総合整備支援（前年度繰越事業）	32,595,080	32,595,080	0	
国内肥料資源活用総合推進支援	2,950,080	2,950,080	0	
国内肥料資源活用推進事業	100,000	100,000	0	事務費
合計	366,691,138	366,691,138	0	

(5) 斑点米カメムシ類臨時特例対策事業

＜事業の内容＞

米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米を対象として、臨時的就特例的に斑点米カメムシ類に対する追加防除を支援する。

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		国	県	
斑点米カメムシ類臨時特例対策事業	20,000,000	20,000,000	0	定額 1,000 円/10a
合計	20,000,000	20,000,000	0	

(6) 畑作物産地形成促進事業

＜事業の内容＞

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこしの低コスト生産の取組みを推進する。

(7) コメ新市場開拓等促進事業

＜事業の内容＞

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産の取組みを推進する。

(8) 産地生産基盤パワーアップ事業

＜事業の内容＞

産地パワーアップ計画を策定する地域協議会に対して、円滑な事業活用が実施されるよう助言・指導を行うとともに、県、市町村、及び農業者団体等の関係機関と一体となって、産地における農産物の収益力向上及び生産基盤強化に向けた取組みを推進する。

(9) 需要に応じた生産・販売の推進

＜事業の内容＞

県協議会で定めた「令和6年産米以降における熊本県の需要に応じた生産・販売の基本方針について」を踏まえ、需要に応じた生産が継続的に行えるよう、地域協議会等の関係機関と連携し、一体となって取組む。